

3. 集落協定の統合による協定活動の変化 ― 集落協定データの分析 ―

(1) 分析対象集落協定の抽出

2. の(2)では、中山間地域等直接支払制度（以下、「中山間直払制度」という）のⅠ期対策開始当初から集落間で連携を図っている農業集落（連携型集落）と、Ⅰ期対策で集落単独の協定を締結し、Ⅱ期対策への移行に際して分割・統合を行わなかった農業集落（単独型集落）に関する比較分析が行われ、連携型集落の農業構造とその変化の態様が検討された。ここでは、Ⅰ期対策からⅡ期対策に移行する際に、複数集落が関与する統合が行われた集落協定、すなわち新たに集落連携を図った農業集落内の集落協定に着目し、協定統合前と統合後の活動状況の比較や協定代表者による取組に対する自己評価を分析することで、集落協定の統合による集落連携の効果を明らかにする。

分析に当たっては、2. でも使用した「集落連結コード表」を用い、該当する集落協定の抽出を行った。抽出は、協定の締結地目が田のみである集落協定（以下、「田型集落協定」という）に限定し、Ⅰ期対策での協定タイプが「1つの農業集落で1つの協定が締結されているもの（1集落1協定）」または「複数の農業集落で1つの協定が締結されているもの（複数集落1協定）」であり、かつⅡ期対策への移行時に協定の統合が図られたもの、ならびに比較対象としてⅡ期対策への移行時に分割・統合されずそのまま協定が継続されたものとした。

第3-1表は、Ⅰ期対策の最終年度における集落協定数を示したものである。Ⅱ期対策への移行時に協定を統合したものは、3,386協定（田型集落協定全体の14.8%）存在するが、その多くは1つの集落内にあった複数の集落協定（団地単位の協定）を集落内で1つにま

第3-1表 センサス集落との関係を踏まえたⅡ期対策への移行状況別集落協定数（田型集落協定）

（単位：協定，％）

		Ⅰ期対策におけるセンサス集落との関係					
		計	1つの集落 で1つの 協定が締結 されている	複数の集落 で1つの 協定が締結 されている	1つの集落 に複数の 協定が締結 されている	1つの集落 に複数の集落 1協定と 1集落複数 協定が混在	不明・ 接続不能
Ⅱ期対策移行時の協定形態の変化	田型集落協定計	22,847	9,597	824	6,896	2,176	3,354
	集落協定を統合（分割なし）	3,386	400	47	1,936	401	602
	協定の分割・統合なし（継続）	16,125	7,936	699	4,064	1,508	1,918
	集落協定を分割	39	7	11	10	6	5
	中止・接続不能	3,297	1,254	67	886	261	829
	田型集落協定計	100.0	42.0	3.6	30.2	9.5	14.7
	集落協定を統合（分割なし）	14.8	1.8	0.2	8.5	1.8	2.6
	協定の分割・統合なし（継続）	70.6	34.7	3.1	17.8	6.6	8.4
	集落協定を分割	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	中止・接続不能	14.4	5.5	0.3	3.9	1.1	3.6

注. 協定締結地目が田のみ集落協定を対象とした。

なお、表中の協定数はⅠ期対策最終年度（2004年度）の数値である。

統合協定

継続協定

分析対象

とめたものであり、以下(2)の 1)で分析対象とする集落間の連携によって統合した集落協定（以下、「統合協定」という）は 447 協定（田型集落協定全体の 2.0%）と少ない。また、比較対象とする分割・統合を行わなかった協定（以下、「継続協定」という）は「1 集落 1 協定」が 7,936 協定、「複数集落 1 協定」が 699 協定の計 8,635 協定（同 37.8%）である⁽¹³⁾。

なお、分析に用いたデータは、① I 期対策における最終年度（2004 年度）の「集落協定の実施状況データ」、②協定の統合が行われた II 期対策初年度（2005 年度）の同データ、③市町村経由で全集落協定に対して行われた「中山間地域等直接支払制度に関するアンケート調査データ」（2007 年度）の 3 種類である。

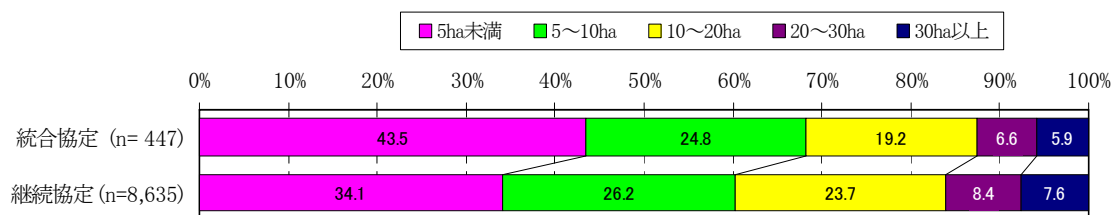
(2) 協定統合前と統合後の活動状況の比較

1) 協定統合前の活動状況

集落協定の活動状況については、集落協定の実施状況データシートによって毎年細かく把握されている。これを、抽出した 2 つの協定タイプ、統合協定と継続協定とで比較してみると、全体的には同じような傾向を示しているが、項目によっては若干の差がうかがえる。以下では、両協定タイプ間で違いがみられる部分を中心に述べていく。

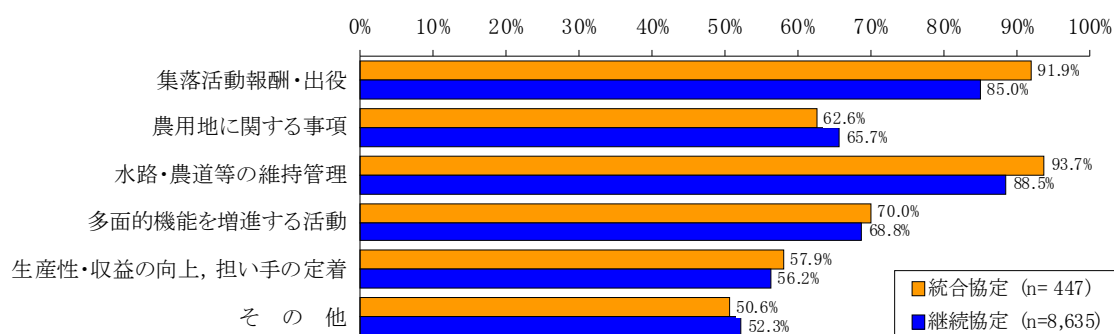
第 3-1 図は、統合協定と継続協定の平均協定締結面積を比較したものである。これを見ると、統合協定は「5ha 未満」が 43.5%と最も多く、次いで「5～10ha」が 24.8%となっており、7 割近くを 10ha 未満の協定が占めている。他方、継続協定においても同様の傾向を示しているが、10ha 未満の割合は統合協定に比べ 10 ポイント程度低く、20ha 以上の協定も 16.0%（統合協定は 12.5%）存在する。このように統合協定は、I 期対策では協定締結面積が比較的小さいものが多く、それは交付金額、とりわけ共同取組活動分の交付金が少なかったことを意味している。そしてこのことが、各種活動を行う上での制約を招き、II 期対策の開始に当たって協定の統合に向かった理由の 1 つとも考えられる。

そこで、中山間直払制度に基づく共同取組活動の実施状況を、交付金の使用方法から整理し第 3-2 図に示した。この図から、統合協定では「集落活動報酬・出役」の割合（91.9%）が継続協定より 6.9 ポイント高く、同様に、「水路・農道等の維持管理」（93.7%）でも 5.2 ポイント高い。継続協定に比べ、役員や協定参加者に対する労賃の支払いがまず優先されていたと推察される。しかし一方で、「農用地に関する事項」は、継続協定に比べ取組割合が 3.1 ポイント低いものの、その他の「多面的機能を増進する活動」や「生産



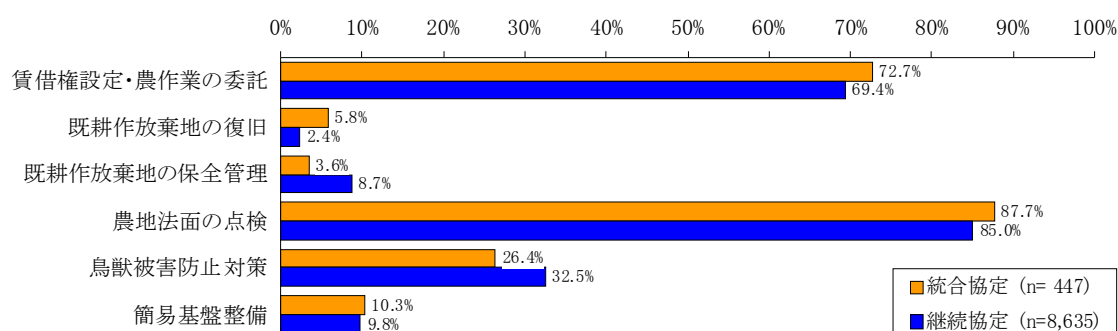
第3-1図 協定統合前(2004年度)の協定締結面積 (田型集落協定)

注. 協定締結地目が田のみの集落協定であり、団地型の協定(1集落複数協定等)を除く。



第3-2図 協定統合前(2004年度)の共同取組活動実施割合 (田型集落協定)

注. 第3-1図に同じ.



第3-3図 協定統合前(2004年度)の農地管理活動実施割合 (田型集落協定)

注. 第3-1図に同じ.

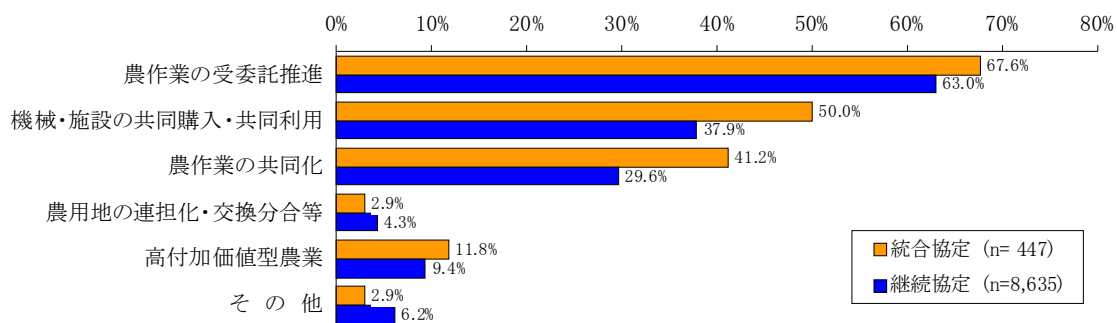
性・収益の向上, 担い手の定着」の取組ではむしろ統合協定の方が僅かながら高い。統合協定は継続協定に比べ、より積極的に共同取組活動に取り組み、決して多くはなかった交付金を、労賃を中心としつつも多くの活動に配分していたことがわかる。

次に、第3-3図は、継続協定に比べ唯一取組割合が低かった「農地に関する事項」について、その活動内容をみたものである。図に示した項目以外にも多くの項目があるが、比較的取組割合の高いものを抜き出した。

この中で、最も実施割合の高い活動は「農地法面の点検」であり、統合協定では87.7%と、継続協定に比べ2.7ポイント実施割合が高い。これに次ぐのが「賃借権設定・農作業の委託」であり、継続協定よりも3.3ポイント高い72.7%となっている。

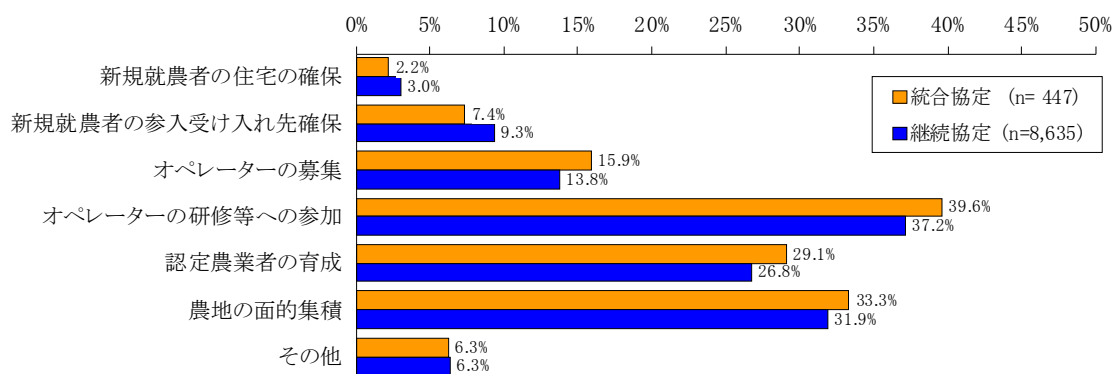
また、「既耕作放棄地の保全管理」の実施割合は3.6%と低く、かつ継続協定に比べ5ポイント以上低いのに対し、「既耕作放棄地の復旧」には5.8%が取り組んでおり、逆に継続協定を3.4ポイント上回っている。このことから、統合協定は、現存する耕作放棄地に対し、より積極的に農地としての活用を図ったものが多かったことがわかる⁽¹⁴⁾。この他にも、「鳥獣被害防止対策」で継続協定に比べ約6ポイント実施割合が低いといった違いもみられる。

続く第3-4図では、生産性・収益の向上に関する活動について、第3-5図では、新規就農者やオペレーターなど地域の担い手の育成に係る活動について、それぞれ具体的な活動内容別の実施割合をみた。



第3-4図 協定統合前(2004年度)の生産性・収益向上活動実施割合 (田型集落協定)

注. 第3-1図に同じ.



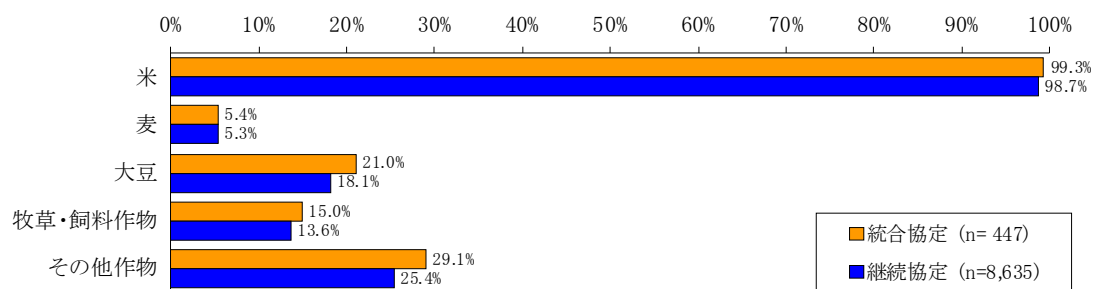
第3-5図 協定統合前(2004年度)の担い手育成活動実施割合 (田型集落協定)

注. 第3-1図に同じ.

まず、第3-4図で生産性・収益の向上に関する活動をみると、統合協定の取組割合が継続協定のそれと大きく違うのは「機械・施設の共同購入・共同利用」と「農作業の共同化」であり、ともに統合協定の方が10ポイント以上高い。これ以外にも「農作業の受委託推進」や「高付加価値型農業」でも統合協定の取組割合の方が高くなっている。統合協定では、I期対策の時点から農業生産の効率化に向けた取組に前向きであり、このことが集落の範囲を超える協定の統合につながったのではないかと考えられる。

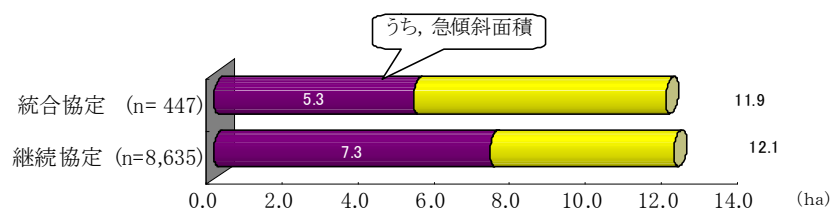
次に、第3-5図で、新規就農者やオペレーターなど地域の担い手の育成に係る活動をみると、新規就農者の確保に関する2つの項目では、ともに継続協定の方が実施割合が高いが、その他の項目はいずれも統合協定の方が高い。オペレーターや認定農業者の育成に関する項目では、両タイプ間に2ポイント強の差があり、統合協定における取組割合は「オペレーターの研修等への参加」(39.6%)、「認定農業者の育成」(29.1%)、「オペレーターの募集」(15.9%)の順に高い。統合協定は、I期対策の段階から新規就農者の確保よりオペレーターや認定農業者の育成をより重視しており、どちらかと言えば即戦力の担い手確保を志向する協定が多かったことがうかがえる。

さらに、第3-6図は、I期対策下でどのような作物を生産目標としていたかを示したものである。分析対象を田型集落協定に限定しているため、両タイプともに、ほとんどすべての協定が「稲」を生産目標としている。また、条件不利地域であるため、「麦」を生産



第3-6図 協定統合前(2004年度)の生産目標作物別割合(田型集落協定)

注. 第3-1図に同じ.



第3-7図 協定統合前(2004年度)の1協定当たり平均協定締結田面積(田型集落協定)

注. 第3-1図に同じ.

目標に掲げた協定は両タイプともに 5%程度と少なく、転作対応として「大豆」や「牧草・飼料作物」を生産目標に掲げている協定が比較的多い。統合協定の 21.0%が「大豆」、15.0%が「牧草・飼料作物」を生産目標としており、この割合は継続協定より 1~3 ポイント高い。また、「その他作物」についても統合協定では約 3 割が生産目標としており、継続協定に比べ 4 ポイント近く高いことから、野菜や地域の特産品目についても作付けに積極的である様子がうかがえる。

最後に、協定を締結した田面積を、協定タイプ別にみたのが第 3-7 図である。これによると、統合協定の 1 協定当たり平均協定締結田面積は 11.9ha、うち急傾斜田面積は 5.3ha であり、急傾斜田の割合は 44.2%となる。継続協定に比べ、協定締結面積で 0.2ha、急傾斜田面積で 2.0ha 少なく、急傾斜田の割合も約 16 ポイント低い。

この結果から、統合協定は継続協定に比べ交付金額の少ない緩傾斜田面積の割合が高く、かつ面積も少ないことから、Ⅰ期対策で実施していた様々な共同取組活動を、Ⅱ期対策においてさらに発展させていくための財源確保が、協定の統合を選択する理由の 1 つになった可能性が高い。

2) 協定統合後の活動状況と統合前との変化

これまで、協定統合前における活動状況をみてきたが、ここからは統合後(2005年度)の活動と統合前からの変化についてみていく⁽¹⁵⁾。

始めに、第 3-2 表でⅡ期対策における 1 協定当たりの協定締結田面積および協定参加者をみた。協定の統合によって、統合協定で面積および参加者数がともに大幅に増えていることがわかる。

第3-2表 協定タイプ別の1協定当たり平均協定締結田面積および協定参加者数（田型集落協定）

（単位：ha, 人, %）

		協定締結 田面積	急傾斜 田面積	急傾斜面 積の割合	協定参加 者総数	農業者	交付農用 地のない 農業者	非農業者
統合協定	I 期対策（2004年度）	11.9	5.3	44.2	19.8	19.3	0.7	0.1
	II 期対策（2005年度）	32.2	16.2	50.3	54.0	50.7	0.5	1.9
	増減率	169.7	207.2		172.7	163.2	▲ 21.4	1,709.5
継続協定	I 期対策（2004年度）	12.1	7.3	60.1	23.0	22.1	0.8	0.2
	II 期対策（2005年度）	12.3	7.3	58.8	23.3	21.7	0.9	1.0
	増減率	1.6	▲ 0.7		1.4	▲ 2.1	9.7	403.5

注．協定締結地目が田のみの集落協定を対象とした。

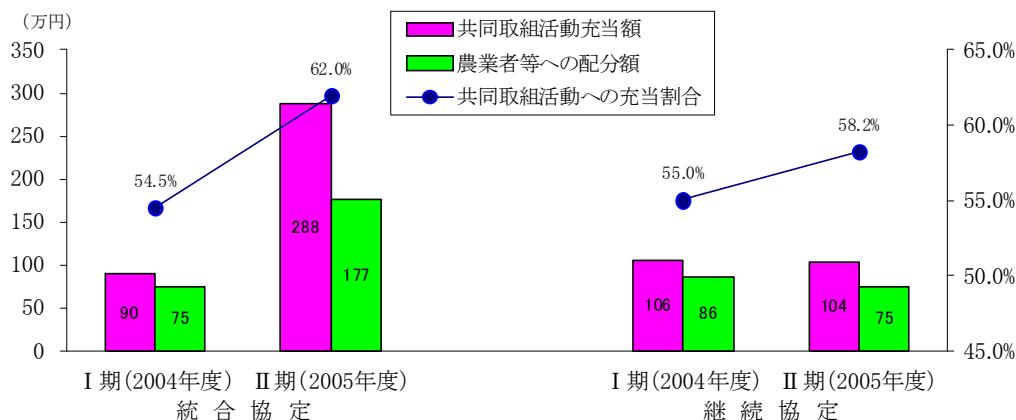
統合協定の協定締結田面積は、統合前に比べ 2.7 倍の 32.2ha、うち急傾斜田面積は 3 倍以上の 16.2ha となり、急傾斜田の面積割合も 50.3%に上昇している。継続協定では、II 期対策への移行に際して、1 協定当たりの協定締結田面積にほとんど変化がないことから、統合協定の面積が継続協定の面積を逆転し、2 倍以上の差となっている。また、統合協定では、急傾斜田面積が大きく増加している点も注目される。これは、II 期対策への移行に際し、急傾斜地を多く抱える協定と緩傾斜地を中心とする協定との組み合わせで統合が進められた結果と推察され、集落間連携による協定の統合が、特に急傾斜水田での耕作活動の継続に効果を発揮したと考えられる。

さらに、統合協定での 1 協定当たりの協定参加者総数は、統合前の 19.8 人から 54.0 人へと 2.7 倍、農業者に限っても同 19.3 人から 50.7 人へと 2.6 倍になっており、これは協定締結田面積の増加率と比例している。中山間直払制度における集落協定は属地主義であり、統合前の複数の協定に重複して参加していた農業者も少なくないことを考えると、協定の統合によって運営体制を強化し、新たな協定参加者の掘り起こしが行われたとも考えられる。この点は、統合協定の方が非農業者の参加がより増えていることからもうかがうことができる。

次に、第 3-8 図で中山間直払制度の平均交付金額を、第 3-9 図で共同取組活動の使途を示した。まず第 3-8 図をみると、II 期対策における統合協定の平均交付金総額は 465 万円であり、統合前に比べ 1 協定当たり 300 万円増加している。これは、継続協定の 183 万円と比べても 2.5 倍の額となる。統合協定では、これら増加した交付金を共同取組活動へより多く配分しており、同活動への充当割合は、統合前の 54.5%から 62.0%へと 7.5 ポイントも上昇している。

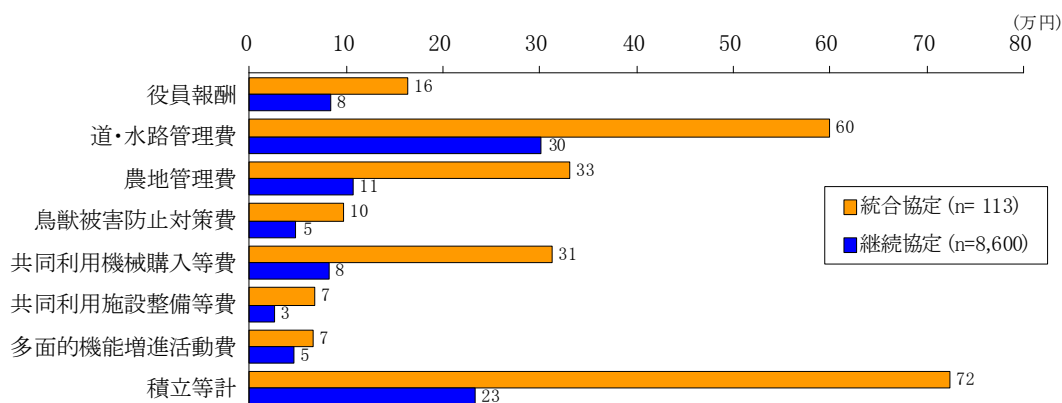
そこで、共同取組活動への交付金の使途を第 3-9 図によりみると、いずれの項目についても統合協定での支出額が多く、継続協定に比べ「共同利用機械購入等費」で約 4 倍、「農地管理費」で約 3 倍の交付金を充てている。統合協定では協定の統合を機に、共同取組活動をより重視する方向に転換した様子がみてとれる。

また、統合協定では、積立金への充当額が 72 万円（継続協定の約 3 倍）と多い点も注目される。多様な活動が新たに開始される中で、倍増した交付金を計画的に執行していこ



第3-8図 1協定当たり平均交付金額と共同取組活動充当割合 (田型集落協定)

注. 協定締結地目が田のみの集落協定であり, 団地型の協定 (1集落複数協定等) を除く。



第3-9図 1協定当たりの目的別交付金使用額 (田型集落協定)

注. 第3-8図に同じ。

うとする姿勢が垣間見える。

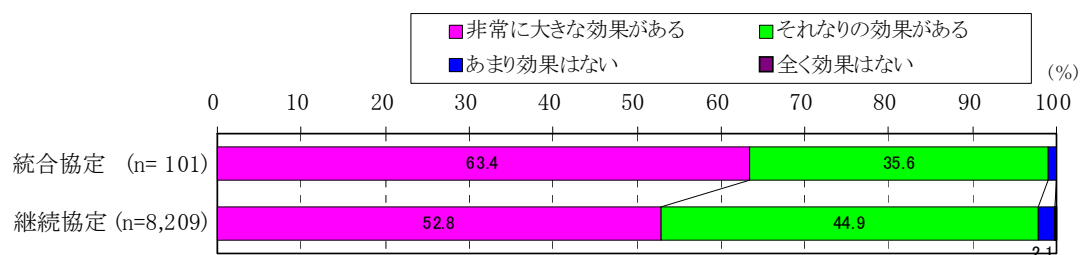
(3) 協定統合による効果 アンケート調査の分析ー

次に, II 期対策の中間年に実施された集落協定へのアンケート調査のデータを用い, 統合協定と継続協定に違いがあるかを検討する⁽¹⁶⁾。

1) 耕作放棄地の発生防止効果

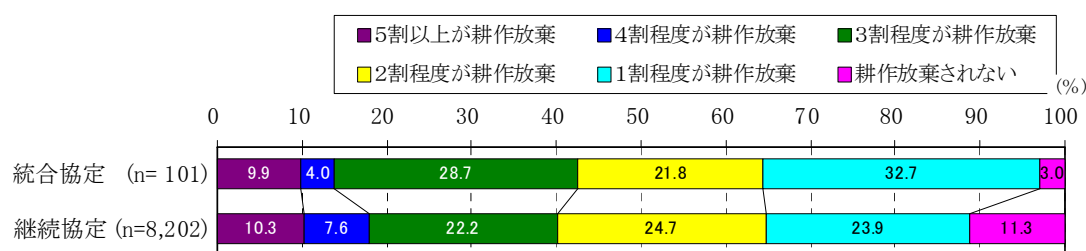
始めに, 耕作放棄地の防止効果からみていく。第 3-10 図は, 中山間直払制度が耕作放棄地の増加を防止する効果があるかどうかを尋ねた項目への回答結果である。両協定タイプともに, 耕作放棄地の増加防止に対する評価は高く, 効果がないとした回答はほとんどみられないが, 統合協定で「非常に大きな効果がある」と回答した割合が 63.4%と継続協定に比べ 10.6 ポイント高い。統合協定の方がより耕作放棄地の増加を防止する効果があると実感していることがわかる。

またこれは, 中山間直払制度に取り組まなかった場合に II 期対策最終年度 (2009 年度) までに耕作放棄がどの程度進行するかを尋ねた第 3-11 図の結果にも現れている。「耕作放



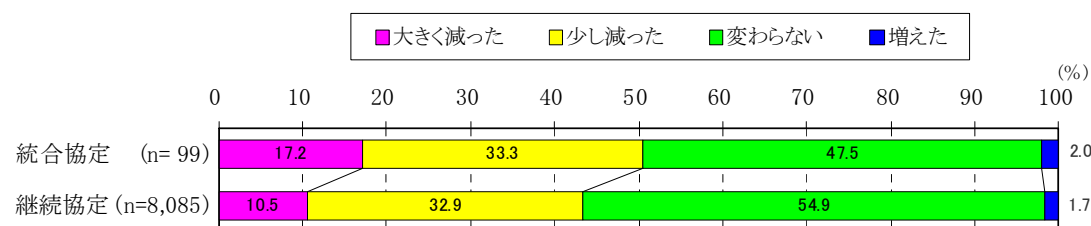
注. 第3-8図に同じ.

第3-10図 耕作放棄地の増加防止効果 (田型集落協定)



注. 第3-8図に同じ.

第3-11図 協定未締結の場合の耕作放棄地発生予想割合 (田型集落協定)



注. 第3-8図に同じ.

第3-12図 病虫害の防止効果 (田型集落協定)

「耕作放棄されない」と回答した割合が、継続協定では 11.3%あるのに対し、統合協定では 3.0%と低く、逆に「3 割程度が耕作放棄」とする割合は、統合協定の方が 6.5 ポイント高い。耕作放棄が 4 割以上進むとした回答割合は、統合協定が 13.9%，継続協定が 17.9%であり継続協定の方が高いが、これは第 3-2 表でみたように、継続協定の方が農作業上負担がかかる急傾斜地を多く抱えていることが影響していると思われる。総じて統合協定の方が、中山間直払制度によって耕作放棄地の発生が防止されるとの認識が強い。

さらに、第 3-12 図は、耕作放棄地等を発生源とする病虫害について、協定締結前との変化を尋ねたものである。両タイプともに「変わらない」とする回答が最も多いが、統合協定では「大きく減った」とする回答も 17.2%あり、継続協定に比べこの割合は 6.7 ポイント高い。「少し減った」の 33.3%を加えると約半分の協定が病虫害が減ったと回答しており、協定の統合が耕作放棄地の増加防止効果をより発揮することで、副次的に病虫害対策にもなっていると考えられる。

2) 地域・集落の活性化効果

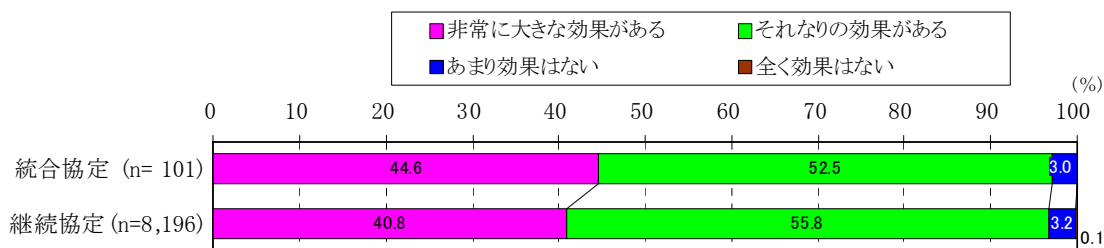
次に、地域・集落の活性化に関する項目についてみることにする。

第3-13図は、中山間直払制度が集落や地域活動の維持・活性化を促す効果があるかどうかを尋ねた結果をまとめたものである。ここでも両タイプともに効果があるとする回答が大半を占めるが、統合協定では、「非常に大きな効果がある」とする割合が44.6%と継続協定に比べ3.8ポイント高く、地域や集落を活性化する効果をより強く感じている傾向にある。

そこで、協定締結前に比べ具体的にどのような点が変わったと感じているかを第3-14図によりみる。なお、この図では「集落の景観の改善」等、両タイプ間で違いのみられない項目は除いてある。

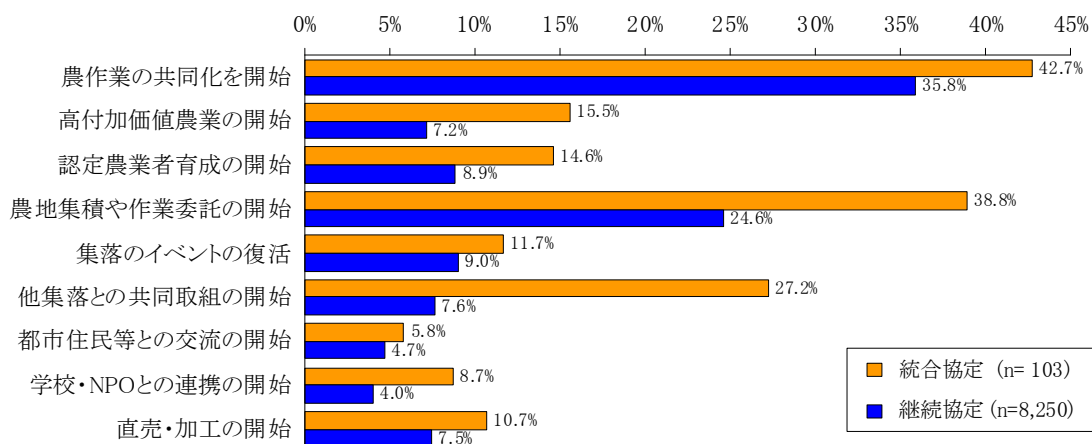
同図でまず目を引くのが「他集落との共同取組の開始」であり、統合協定では27.2%と継続協定の4倍近い割合に達している。これは集落協定の統合によって新たに農業集落間の連携が図られるようになったことを示す結果であるが、逆に残りの4分の3の協定は、統合以前からすでに何らかの連携が行われていたものと思われる。

またこの他にも、農業生産の効率化や担い手の育成に関する事項を中心に、統合協定の方が協定締結後に開始した取組の割合が高くなっている。このことから、全体的にみて中山間直払制度の効果は、集落や地域活動の維持・活性化に対し発揮されていると言えるが、



第3-13図 集落・地域活動の維持活性化効果（田型集落協定）

注. 第3-8図に同じ。



第3-14図 集落協定締結前との主な活動変化（田型集落協定）

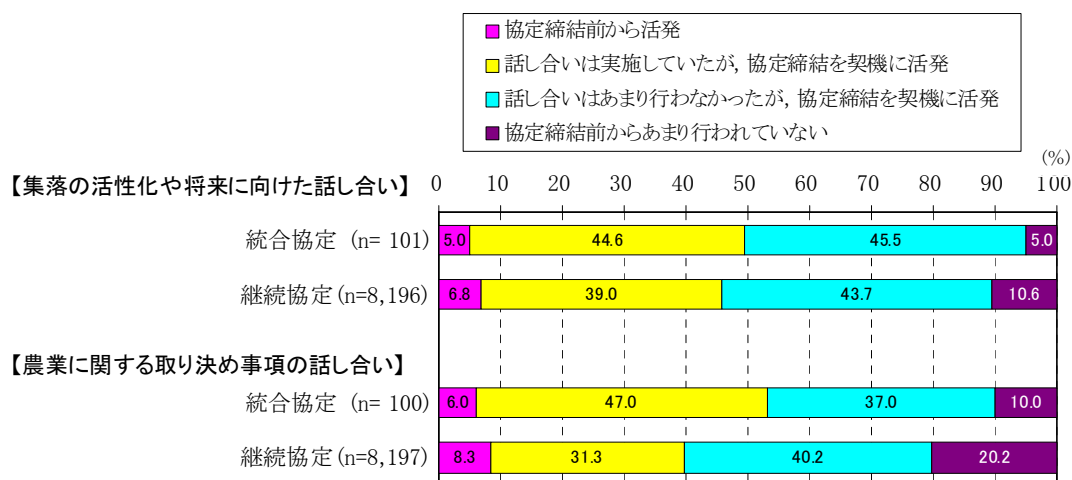
注. 第3-8図に同じ。

中でも統合協定においてその効果はより大きいことが示唆される。

また、これら新たな取組による集落の活性化は、協定締結により話し合いの機会が増加したことが大きく寄与していると考えられる。第3-15図は、集落での話し合いについて尋ねた項目をまとめたものであるが、「集落の活性化や将来に向けた話し合い」，「農業に関する取り決め事項の話し合い」ともに、統合協定で協定締結前から話し合いが行われていたとする割合（「協定締結前から活発」と「話し合いは実施していたが、協定締結を契機に活発」の合計）が高く、それぞれ49.6%，53.0%を占める。これら割合は継続協定に比べそれぞれ3.8ポイント、13.4ポイント高い。また、統合協定では、現在活発に話し合いが行われているとする割合（「協定締結前からあまり行われていない」以外の割合）がともに9割を超えており、継続協定に比べそれぞれ5.6ポイント、10.2ポイント高い。

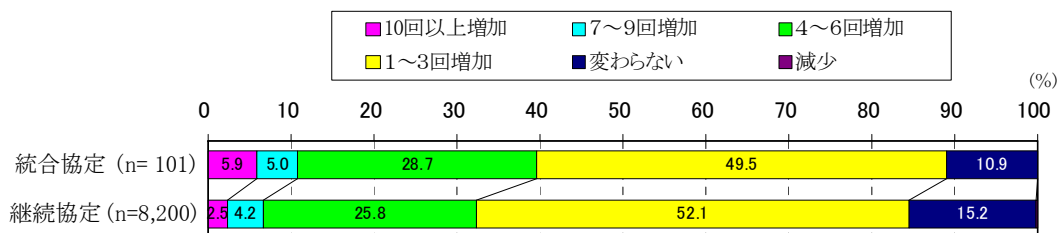
これらの点から、統合協定はⅠ期対策の時から継続協定に比べ各種話し合い、とりわけ機械の共同利用、共同作業、農作業の受委託等の農業に関する話し合いが積極的に行われており、Ⅱ期対策の協定締結後にそれがより活発になったことがわかる。

このことは、第3-16図に示した話し合いの回数の増減状況に端的に現れている。両タイプともに話し合い回数は多くの協定で増加しているが、統合協定の方が増加回数の多い区分の割合が高い。4回以上話し合いが増加したとするものが約4割を占め、「変わらない」とするものは僅か1割に過ぎない。



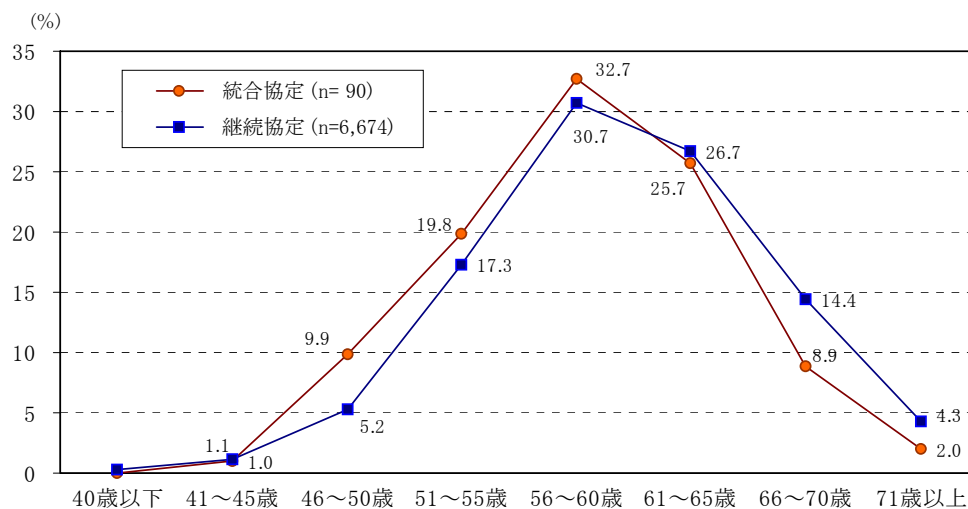
第3-15図 集落や地域活動についての話し合い（田型集落協定）

注. 第3-8図に同じ。



第3-16図 話し合い回数の増減（田型集落協定）

注. 第3-8図に同じ。



第3-17図 役員の平均年齢別の集落協定数割合 (田型集落協定)

注. 第3-8図に同じ。

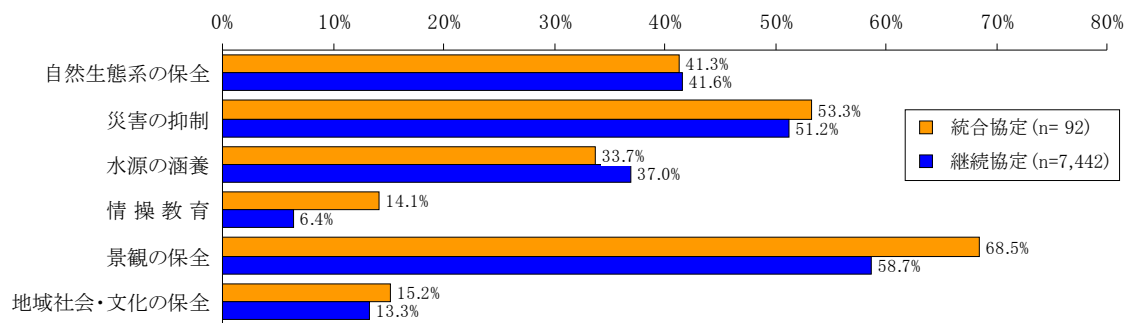
集落や地域活動の維持・活性化が統合協定でより図られていることについては、前述したとおりであるが、その背景として、もともと話し合いの場がしっかりと確保されていたところに、協定の統合によって話し合いの機会がさらに増加し、協定参加者間での意思疎通が一層進んだことが挙げられよう。

ところで、このアンケートでは、協定の役員の平均年齢が把握されている。そこで役員の平均年齢を協定タイプ別にみると第3-17図のようになる。役員の平均年齢が45歳以下の協定は両タイプともごく僅かで変わりはないが、平均年齢が46歳から60歳にかけての年齢層では統合協定の割合の方が高く、逆に60歳以上の年齢層では継続協定の割合の方が高くなっている。このことから、統合協定は、比較的若い人も役員として参加しており、役員の年齢構成が継続協定に比べて多様であることがわかる。そしてこのことが集落や地域活動の維持・活性化に向けた活発な活動につながっているとも考えられる。

3) 多面的機能の維持効果

中山間直払制度の効果として期待されるのは、これまでにみた農地の保全、集落の活性化に加え、多面的機能の維持・発揮がある。アンケートでも多面的機能の維持に中山間直払制度が果たす役割を尋ねているが、協定タイプ別には大きな差はなく、ともに9割の協定で効果があると回答している。これをもう少し細かくみたのが第3-18図である。

この図から、効果があった項目として「景観の保全」が最も高い割合となっており、統合協定では68.5%を占める。この割合は継続協定に比べ約10ポイント高い。また、回答割合は低いものの、統合協定では「情操教育」が継続協定の2倍以上の割合となっている。前掲第3-14図からも明らかなように、統合協定は都市住民、学校、NPOとの交流や連携を行っている割合が継続協定に比べ高く、このことが集落の景観保全や情操教育としての効果になって現れていると言えよう。



第3-18図 多面的機能の維持・発揮項目（田型集落協定）

注. 第3-8図に同じ。

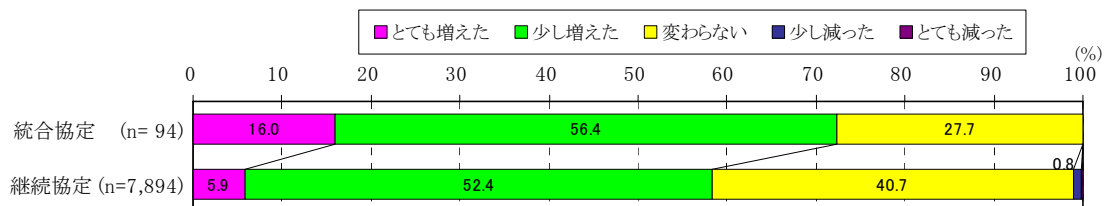
4) I 期対策からの協定活動の変化

今回分析に用いたこのアンケート調査の特徴の1つが、I 期対策時との比較項目を多く設けていることである。そこで、これらデータを用いて I 期対策から II 期対策に移行した時の変化を分析する。

始めに、第 3-19 図は、II 期対策に取り組む中で、話し合いのテーマ数が I 期対策時に比べ変化したかを、2つの協定タイプ別に整理したものである。両タイプともに話し合いのテーマ数が減ったとするものはほとんどなく、II 期対策の実施要件が共同取組活動をより重視する方向になったこともあり、テーマ数は増える傾向にある。その中でも、統合協定でのテーマ数増加は顕著で、継続協定を 14.1 ポイント上回る 72.3%が「とても増えた」もしくは「少し増えた」と回答している。

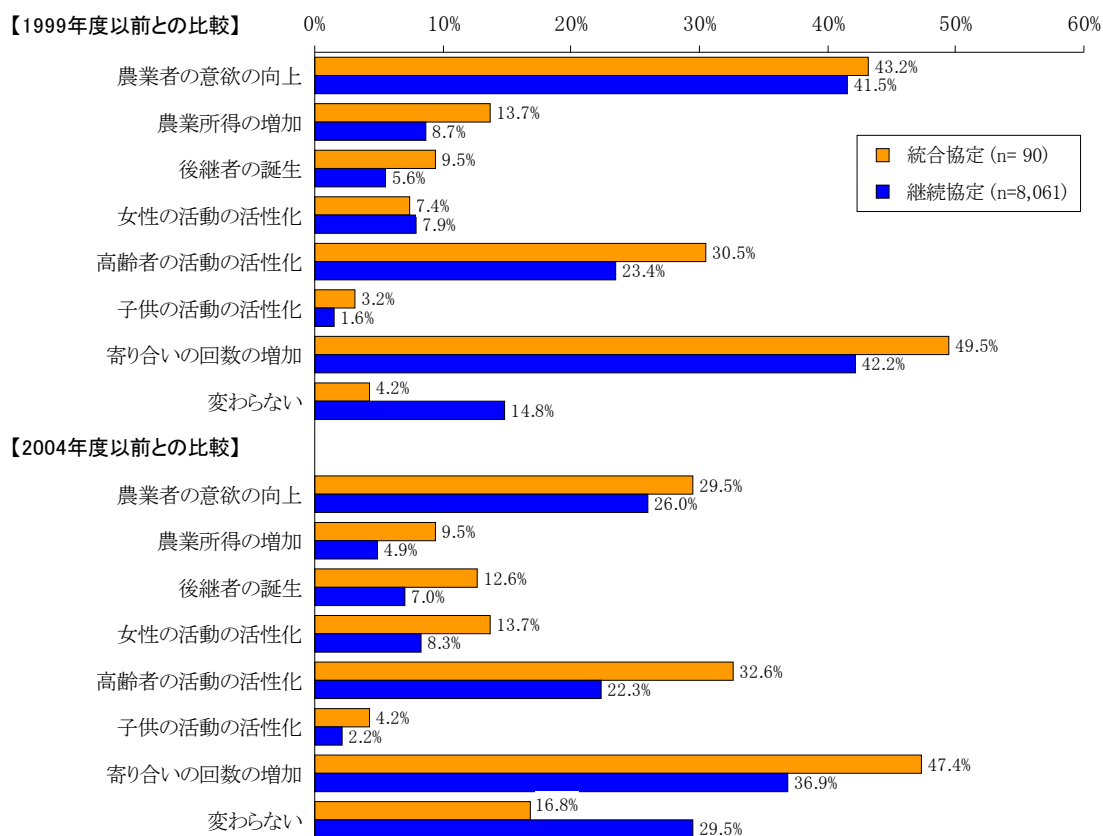
さらに、協定締結前（1999 年度）と I 期対策終了時点（2004 年度）に分け、2007 年度時点と比較した変化（効果）が把握されている。第 3-20 図は、II 期対策で協定を締結したことにより、1999 年度以前および 2004 年度以前と変わったと回答した割合を、それぞれ協定タイプ別に整理したものである。

この図をみると、全体的な傾向は両タイプとも同じであるが、中でも「農業者の意欲の向上」、「高齢者の活動の活性化」、「寄り合いの回数の増加」で変化があったと回答した割合が高く、これら項目はいずれも統合協定の割合の方が高い。一方、「変わらない」と回答した割合は、経過期間が短い 2004 年度以前との比較ではやや高くなっているが、それでも統合協定の同割合は 16.8%であり継続協定の 29.5%に比べ大幅に低い。統合協定の 1999 年度以前との比較をみると、「変わらない」とするものは僅か 4.2%であり、集落



第3-19図 話し合いのテーマ数の変化（田型集落協定）

注. 第3-8図に同じ。



第3-20図 集落協定の締結による効果 (田型集落協定)

注. 第3-8図に同じ。

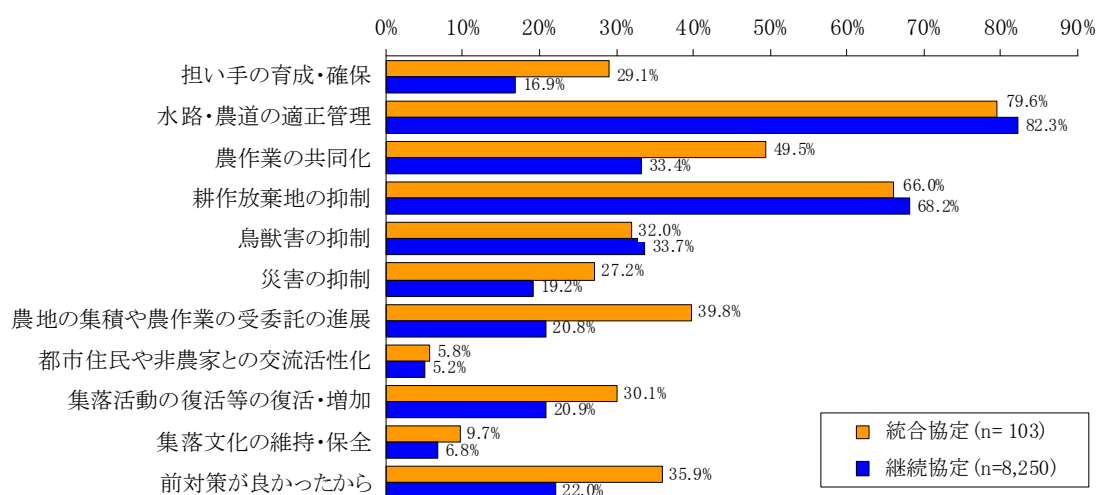
協定の締結，さらには協定の統合によって，地域の変化が加速したと言えよう。

また，同図で変化があったとする各項目の上下のグラフを比べると，統合協定では「後継者の誕生」，「女性の活動の活性化」，「高齢者の活動の活性化」等で 2004 年度以前と比較した下のグラフの方が高い割合となっている。つまり，統合協定ではⅡ期対策に入ってから，これら活動が積極的に取り組まれるようになったことが確認できる。

5) 集落協定締結に至る経過と中山間直払制度の評価

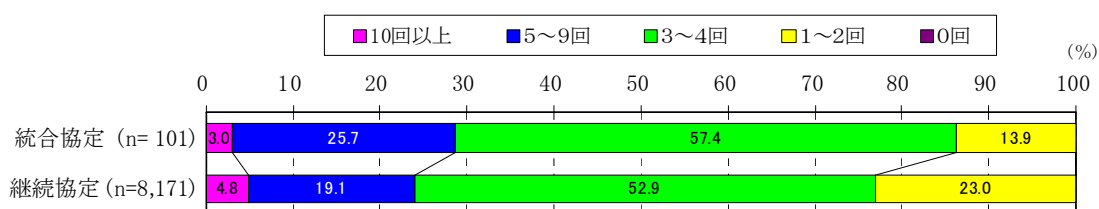
集落間の連携を考える上で，統合協定における協定締結までの過程を分析する意味は大きい。そこで，第 3-21 図で，集落協定を締結した目的をみると，回答割合が高いのは「水路・農道の適性管理」と「耕作放棄地の抑制」であり，前者で 8 割，後方で 7 割弱の協定が締結目的として挙げている。両項目ともに統合協定の割合の方が低く，継続協定に比べ 2 ポイント程度の差がある。

一方，「担い手の育成・確保」，「農作業の共同化」，「農地の集積や農作業の受委託の進展」といった農業生産の効率化や経営の安定を図ることを目的としている割合は，統合協定の方が高く，いずれも 10 ポイント以上の差がある。この他，統合協定では「前対策が良かったから」ということを理由に挙げる協定も多い。いずれにせよ統合協定は，農



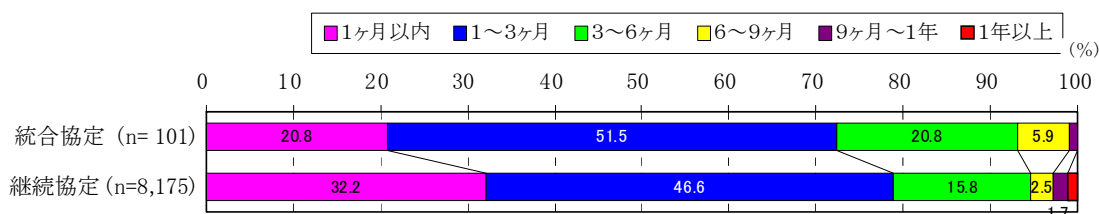
第3-21図 集落協定を締結した理由 (田型集落協定)

注. 第3-8図に同じ.



第3-22図 協定締結までの話し合い回数 (田型集落協定)

注. 第3-8図に同じ.



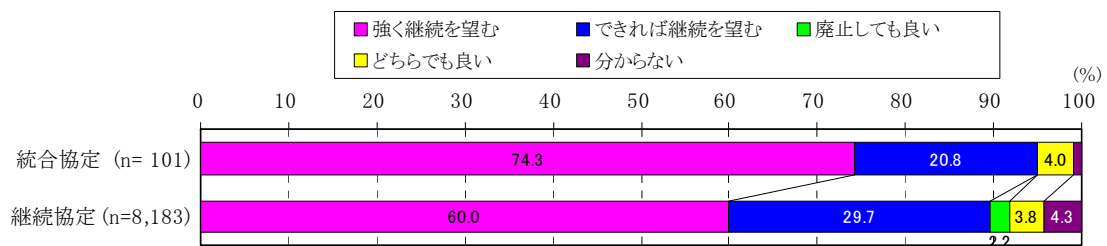
第3-23図 協定締結に要した期間 (田型集落協定)

注. 第3-8図に同じ.

地・水等の資源管理だけが目的ではなく、より多くの目的を持って集落協定を締結したものが多いと言えよう。

さらに、第3-22図で集落協定の締結に要した話し合いの回数を、第3-23図で話し合いの期間をそれぞれ協定タイプ別に整理した。まず、話し合いの回数をみると、統合協定は継続協定に比べ「1~2回」の割合が低く、「3~4回」および「5~9回」の割合高い。また、協定締結までに要した話し合いの期間をみると、統合協定では「1ヶ月以内」の回答割合が低く、「3~6ヶ月」、「6~9ヶ月」といった割合が継続協定に比べ高い。

このように、統合協定では複数の集落で協定を締結していることから、意見をすりあわせるための話し合いを頻繁に行うことが必要となり、回数とそれに要する時間がかかったことがわかる。



第3-24図 中山間直払制度の継続希望（田型集落協定）

注. 第3-8図に同じ。

最後に、中山間直払制度の継続についてどう思うか尋ねた項目について、その結果を第3-24図に示した。両タイプともに制度の継続を望む声は強く、圧倒的多数の協定が継続して欲しいと回答している。特に、統合協定では74.3%が「強く継続を望む」としており、継続協定に比べ14.3ポイントも高い割合となっている。これまでにみたように、統合協定は、集落間で連携を図りつつ多様な活動を展開しており、地域や集落の活性化を引き続き図っていくためには、中山間直払制度による支援が何よりも欠かせないことを示している。

（高岸 陽一郎）

注(13) (2)の2)では、Ⅱ期対策初年度（2005年度）の集落協定の実施状況データ、(3)では、中山間直払制度に関するアンケート調査データ（2007年度）を用い、同様の手法で「統合協定」と「継続協定」を抽出した後、分析を行っている。

(14) 「水路や農道の管理」については、両タイプともにほとんどすべての協定で活動が行われており、実施率の差はみられなかった。

(15) ここで分析対象とする統合協定は、Ⅱ期対策の開始時における協定であることから、協定の統合に伴ってその数が約4分の1に減少し113協定となる。

(16) このアンケート調査における統合協定の数103協定であり、集落協定の実施状況データによる統合協定（113協定）をほぼカバーするとともに、田型集落協定全体に占める統合協定と継続協定の割合もほとんど同じである。